

議 事 録

第 13 回 定 例 総 会

平成30年8月9日

太田市農業委員会第13回定例総会議事録

開会日時 平成30年8月9日(木) 午後 2時
閉会日時 平成30年8月9日(木) 午後 3時30分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 2丸山 忠 3木暮 昌弘 4中村 博正 5遠坂 修一
(20人) 6藤生 博 7吉田 清和 8牛久保 榮治 9小林 良孝
10糸井 敏幸 11岡田 貴男 12塚越 寶 14高柳 章
15石原 孝志 16新井 章夫 17清水 由紀江 18武内 満
19藤本 富久 20茂木 利子 21片亀 昌子 22中村 薫

欠席委員 13山田 清作
(1人)

出席職員 小林局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理
(8人) 西野目係長代理 青木主任 野村主事

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出
について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第13回農業委員会定例総会を開催いたします。

3 会期の決定

事 務 局 出席者20名、欠席者1名であり、過半数以上の出席なので、本日の定例総会は成立することをご報告いたします。

議 長 会期について議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは5番 遠坂 修一 委員 と6番 藤生 博 委員 のお二人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 はい、訂正が2件ございます。議案書の2ページをお開きください。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号2番の当事者の状況欄の労力が「2」となっていますが、正しくは「3」となりますので、訂正をお願いいたします。また、同じく番号3番の当事者の状況欄の労力が「2」となっていますが、正しくは「3」となりますので、訂正をお願いいたします。つづきまして、議案書5ページをお開きください。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてですが、番号7番について、8月6日付で申請地に水道

引き込みに係る水道局の許可が下りないため、工事を中止することを理由に取下げ願いの申し出があり、この取下げ願いを受理しました。したがって、番号7番は取下げとなります。これに伴い、提出件数が8件から7件に訂正をお願いします。以上です。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が、会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は2件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

番号1番 下小林町の土地 312 m²について、一般住宅用地として許可を得たが、譲受人の都合により土地購入ができなくなったため、許可を取り消すものです。

番号2番 藪塚町の土地 138 m²について、一般住宅用地として許可を得たが、農地として利用するため、許可を取り消すものです。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。

一般住宅用地として許可を受けましたが、譲受人の都合により土地購入ができなくなったため、許可を取り消すものです。現地を確認したところ農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議長 つづいて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号2番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。一般住宅用地として636㎡について許可を得ましたが、498㎡を宅地とし、不要となった138㎡について農地として利用したいため、許可を取り消しするものです。現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番を取消とすることに決定いたします。
- 議長 つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長あてにあったので、処分の決定を求めます。提出件数は5件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 古戸町の土地 田 420㎡を取得し、農地の規模拡大を図りたい。
- 2番 牛沢町の土地 畑 372㎡を取得し、経営規模を拡大したい。
- 3番 牛沢町の土地 田 498㎡ 外2筆 計2,815㎡を借り受け、経営規模を拡大したい。
- 4番 新野町の土地 田 4,082㎡を取得し、経営規模を拡大したい。
- 5番 新田小金町の土地 畑 1,740㎡ 外2筆 計1,991㎡を取得し、経営規模を拡大したい。

なお、番号1番から5番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1 番委員 番号1番について当地区協議会で確認調書に基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は意欲的に農業を営んでおり経営規模の拡大を図るためとはいうものの、侵入路は申請地の東側に2.4m幅員であります。水路は無く、周囲は耕作放棄地となっていることから、要調査のため保留と意見決定しました。

4 番 委 員 番号1番について補足説明をいたします。譲受人は以前、出塚町の農地を取得しましたが、取得後に太陽光発電施設を設置した後、第三者へ譲渡したという経緯があります。また、申請地は耕作放棄地であり、耕作の環境が良くないため、4.2アールの農地を耕作するために本当に伊勢崎市から来て耕作するのかという意見が出ました。譲受人には取得理由と取得後も耕作していくことについて再度確認するよう事務局をお願いします。

つづいて番号2番と3番について、譲受人が同一であるため、当地区協議会で確認調書に基づき調査した結果を一括して報告いたします。現地を確認したところ、番号2番の農地は譲受人の自宅北に接しており、菜園として利用されています。番号3番の3筆ある農地のうち1筆は稲が作付けされており、外2筆は適正に管理されています。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。番号1番から3番について再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

1 6 番委員 番号2番と3番について、譲受人の年齢は92歳ですが、農業できますか。

4 番 委 員 譲受人は高齢でありますので、実際は定年退職した息子さんが耕作することになります。

- 15番委員
事務局
議長
委員
議長
- 番号1番について、事務局で既に調査しているのですか。
これから調査いたします。
他にご意見、ご質問等ございますか。
なし。
ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号1番を保留とし、2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長
- 全員賛成でありますので、番号1番を保留とし、2番と3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長
- つづいて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員
- 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は申請地を10年近く借り受けていましたが、貸し付け人が高齢のため譲渡したいということで、譲り受けるものです。譲受人は水田を約30ヘクタール耕作している大規模農家です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長
委員
議長
- ただいま、第3地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
なし。
ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長
- 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定します。
- 議長
- つづいて、番号5番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。

- 6 番 委 員 番号5番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は水稻、西瓜、ほうれん草を中心とした農家であり、意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は農地を譲り受け経営規模拡大するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 1 9 番 委 員 番号5番について、当地区協議会で確認調査チェックリストに調査した結果を報告いたします。周囲は、北と南は農地、東と西は道路で周辺は農地です。現地を確認したところ、パイプハウスの骨組みがありますが、農地性はあると判断しました。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当との意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会及び第6地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 つづきまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長あてにあつたので、審議を求めます。
提出件数は7件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。

番号1番 龍舞町の土地 211 m² 外1筆 計332 m²、農地区分につきましては、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理由で第二種農地と判断されるものについては説明を省略させていただきます。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

番号2番 富若町の土地 678 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

番号3番 粕川町の土地 385 m²、農地区分につきましては、「鉄道の駅その他、広域的施設の整備状況からみて、第三種農地の場合における整備状況の程度に達する区域になることが見込まれる区域の農地」具体的には、木崎駅から概ね500メートル以内の区域の農地の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理由で第二種農地となるものについては説明を省略させていただきます。農地改良として一時転用するものです。

番号4番 粕川町の土地 495 m²、農地区分は第二種です。

農地改良として一時転用するものです。

番号5番 新田中江田町の土地 43 m²、農地区分は「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から、第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが「住宅で集落に接続して設置される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

番号6番 新田村田町の土地 187 m²、農地は第二種です。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

番号8番 山之神町の土地 364 m²、農地区分は第二種です。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、各地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番と2番について第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号1番と2番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
はじめに番号1番について報告いたします。申請人は、調査したところ、許可を得ずに農家用住宅として利用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、南と東は道路、西は宅地、北は畑です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
つづいて番号2番について報告いたします。申請人は高齢となり耕作

が困難となったため、申請地に太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北は宅地、南は畑、西は道路、東は神社の参道です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号1番と2番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま第2地区協議会より、番号1番と2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 つづいて、番号3番と4番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 番号3番と4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は異なりますが、申請地が隣接し申請内容が同じであるため、一括して報告いたします。申請地はともに地盤が低く、雨水が溜まるため、嵩上げるものです。現地を確認したところ、番号3番の申請の南側は道路、東、北、西側は農地です。番号4番の申請地の南と北側は農地、東側は水路、西側は番号3番の申請地です。盛土は隣接する農地と同程度の高さとする内容となっております。隣接地の所有者には事前に説明することもあり、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号3番と4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号3番と4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 つづいて、番号5番と6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は借家に住んでおり、将来のことを考え、申請地に自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南と西は農地、北は住宅、東は住宅建築予定地です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 19番委員 つづいて番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は昭和48年頃から許可を得ずに自宅の一部として使用していたことが相続により判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、東と北は宅地、西と南は申請人の農地であり、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号5番と6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 つづいて、番号8番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。調査したところ、申請人は許可を得ずに自宅の一部として使用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。周囲は北と西は道路、東と南は宅地となっていま

す。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号8番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたしま
す。

議長 つづきまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が、
会長あてにあったので、審議を求めます。

提出件数は47件です。事務局より、一括提案をお願いいたします。

事務局 提出件数47件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 404 m²、農地区分は「宅地化に達している区域に
近接する農地の区域で、概ね10ヘクタール未満の農地」の理由から
第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理
由となるものについては説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林西町の土地 314 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 33 m² 外1筆 計 394 m²、農地区分は第二種
です。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林南町の土地 281 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

5番 高林北町の土地 333 m²、農地区分は「概ね10ヘクタール以上
の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判
断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅で集落
に接続して設置されるもの」につきましては例外規定があり、問題な
いと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

6番 高林北町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

7番 上田島町の土地 500 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 由良町の土地 748 m² 外2筆 計1,825 m²、農地区分は第二種です。

店舗用地として転用するものです。

9番 由良町の土地 203 m² 外1筆 計526 m²、農地区分は第二種です。

店舗用地として転用するものです。

10番 脇屋町の土地 846 m² 外1筆 計875 m²、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

11番 脇屋町の土地 1,957 m² 外12筆 計7,238 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

12番 藤阿久町の土地 1,369 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電用地として転用するものです。

13番 台之郷町の土地 141 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 台之郷町の土地 465 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

15番 東長岡町の土地 288 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 東金井町の土地 31 m²、農地区分は第二種です。

道路用地として転用するものです。

17番 東金井町の土地 617 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

18番 下小林町の土地 312 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 龍舞町の土地 836 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

20番 龍舞町の土地 304 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

2 1 番 龍舞町の土地 354 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

2 2 番 龍舞町の土地 431 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

2 3 番 龍舞町の土地 770 m² 外1筆 計2,812 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

2 4 番 原宿町の土地 572 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

2 5 番 新野町の土地 562 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

2 6 番 成塚町の土地 324 m²のうち0.1688 m² 外1筆 計495 m²のうち0.1884 m²、農地区分は「今後長年にわたり農業上の利用を確保すべき区域内の農地」の理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供する場合」につきましては、例外規定があり問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

2 7 番 西長岡町の土地 554 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

2 8 番 尾島町の土地 760 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

2 9 番 世良田町の土地 991 m²、農地区分は農用地です。

鉄塔建設工事用地として一時転用するものです。

3 0 番 世良田町の土地 991 m²、農地区分は農用地です。

鉄塔建設工事用地として一時転用するものです。

3 1 番 粕川町の土地 616 m²、農地区分は第二種です。

店舗併用住宅用地として転用するものです。

3 2 番 出塚町の土地 342 m² 外1筆 計356 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

3 3 番 出塚町の土地 305 m² 外1筆 計319 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

3 4 番 新田木崎町の土地 1,282 m² 外1筆 計1,592 m²、農地区分は第二種です。

こども園用地として転用するものです。

35番 新田中江田町の土地 495 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

36番 新田中江田町の土地 47 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

37番 新田中江田町の土地 20 m² 外2筆 計466 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

38番 新田赤堀町の土地 197 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

39番 新田村田町の土地 507 m²、農地区分は第一種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

40番 新田村田町の土地 499 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

41番 新田反町町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

42番 新田市野井町の土地 46 m² 外1筆 計470 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

43番 新田市野井町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

44番 山之神町の土地 496 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

45番 山之神町の土地 2,962 m² 外1筆 計2,990 m²、農地区分は第二種です。

倉庫用地として転用するものです。

46番 大原町の土地 1,442 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

47番 大原町の土地 498 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から12番について、第1地区協議会の調査した意見結果を

報告願います。

1 1 番委員

番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は借家に住んでおり、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は農地、南と東は父の農地、北は道路となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

4 番 委 員

つづいて番号2番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号2番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東は最近転用された宅地、南と西も宅地、北は田となっております。田との境界はコンクリートの擁壁を作るとのことです。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号3番と4番について、譲渡人が同一で申請地が隣接し、申請内容も同様であるため、一括して報告いたします。番号3番と4番の譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、最近宅地開発が進んでおり、西は道路、東は畑、南は宅地、北は畑と宅地となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号5番と6番について、譲渡人が同一で申請地が隣接し、申請内容も同様であるため、一括して報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は道路、東は宅地、北は畑と宅地、南は今年になって転用許可された宅地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号2番から6番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

1 0 番委員

つづいて番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は借家に住んでおり、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は譲渡人の畑、西側は畑、北側は住宅への通路、東側は市道となっております。周辺農地

への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

1 2 番委員

つづいて番号8番から12番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号8番と9番は譲渡人と譲受人が同一で、申請内容も同様でありますので、一括して報告いたします。譲受人は現在の店舗が手狭なことから、利便性の良い申請地を取得し、店舗を設置するものです。現地を確認したところ、北は県道、南は水路と駐車場となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。なお、番号8番と9番の合計面積は2,351 m²です。

つづいて番号10番について報告いたします。譲受人は申請地の隣接に墓地を有しており、駐車場が不足しているため、申請地を取得し、駐車場として利用するものです。本件申請地を取得することにより駐車可能台数が5台から30台に増え、駐車場不足が解消されます。現地を確認したところ、北は田、東は墓地、南は道路、西は住宅となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号11番について報告いたします。譲受人は申請地の近隣で建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、資材置場が不足しているため、申請地を取得し、資材置場として利用するものです。計13筆あり、合計面積は7,238 m²です。現地を確認したところ、東は幹線道路、北は雑種地と田、西と南は道路となっております。道路に接する部分については土留め及びフェンスを設置する予定となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号12番について報告いたします。譲受人は新規事業の一環として、太陽光発電に適地である申請地を自己の経営する法人へ貸し付け、太陽光発電施設を設置したい。現地を確認したところ、北と東は道路、南は住宅と畑、西は畑となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

番号8番から12番について、再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議	長	ただいま、第1地区協議会より、番号1番から12番について、報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。 番号1番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から12番を許可とすることに決定します。
- 議長 つづいて番号13番から24番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 9番委員 番号13番から24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- はじめに番号13番について報告いたします。譲受人は妻の実家に同居しており、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は住宅用地として一体利用する雑種地であり、南と東は道路、西は宅地です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号14番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は道路、東と南は畑、西は今年の6月に一般住宅用地として転用許可となった畑です。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号15番について報告いたします。譲受人は、借家に住んでおり手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南と東は道路、北は宅地、西は太陽光発電施設です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号16番について報告いたします。譲受人は太田市より申請地の払い下げを受け、隣接する畑への出入り口として利用したい。現地を確認したところ、北は道路、東と西は畑、南は宅地です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号17番について報告いたします。譲受人は太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、東は道路、南は田、西と北は水路です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号18番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は道路、西は宅地、南と東は畑です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号19番について報告いたします。譲受人は太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、西は道路、北と南と東は畑です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号20番から22番については、譲渡人と申請理由が同一であり、申請地が隣接していますので、一括して報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は道路、西と東は宅地、南は畑です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号23番について報告いたします。譲受人は土木建設業を営んでおり、受注量の増加に伴い、資材置場が不足しているため、申請地を借り受け、資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、東と南は道路、周囲は宅地です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号24番について報告いたします。譲受人は太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北と西は畑、南と東は道路です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号13番から24番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

- | | | |
|-------|---|------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | ただいま、第2地区協議会より、番号13番から24番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号13番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号13番から24番を許可とすることに決定します。 |
| 議 | 長 | つづいて、番号25番から27番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。 |
| 18番委員 | | 番号25番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請 |

地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地確認をしたところ、東側は住宅、北と南は畑、西は道路を挟んで畑です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3 番 委 員

つづいて番号26番と27番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号26番について報告いたします。譲受人は一時転用にて営農型太陽光発電設備を設置していますが、3年間の期限を迎え、売電収入により営農基盤の強化を図るため、引き続き申請地を借り受け、営農型太陽光発電設備の設置を継続するものです。周囲は、南側は道路、西側は営農型太陽光発電設備が設置された農地、北側と東側は農地となっております。既に営農型太陽光発電設備が設置されており、作付け作物はミョウガです。地区の1反あたりの収穫量が429.4kgに対し、平成29年度実績は384kgで89.4%に達していることから、営農計画を達成しています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号27番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり手狭なため、申請地を借り受け、分家住宅を建築するものです。周囲は、南側は農地、西側と東側は宅地、北側は水路となっております。転用面積が554㎡ですが、54㎡を農地として残しても利用価値も低いいため、554㎡を分家住宅用地として転用申請します。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号26番と27番について、再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま第3地区協議会より、番号25番から27番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

10番委員

番号26番の転用面積について、わかりやすく説明してください。

3番委員

営農型太陽光発電設備であるため、転用が必要な支柱部分の面積です。

議 長

他にご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号25番から27番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議長 全員賛成でありますので、番号25番から27番を許可とすることに決定します。
- 議長 つづいて番号28番から33番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 22番委員 第4地区協議会より番号28番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、東側は今年3月に太陽光発電施設設置を目的として転用許可を得た土地、南側は農地、西側は住宅、北側は太陽光発電施設が設置されております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 14番委員 つづいて番号29番から33番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
はじめに番号29番と30番については、譲受人と転用目的が同一でありますので、一括して報告いたします。譲受人は送配電事業を営んでおり、新設送電線による供給線新設工事を実施するため、申請地を工事用地として一時的に使用するものです。現地を確認したところ、南側は道路、東側は駐車場、北側は畑、西側は農道と畑になっております。工事する際には周辺にフェンスを設置するため、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
つづいて番号31番について報告いたします。譲受人は美容院を営んでおり、顧客も順調に伸びているため、業務拡大を図るため、申請地を取得し、店舗併用住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は国道354号線、東側は道路、北側は住宅、西側は畑になっております。住宅用の排水路も確保されていることから、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
つづいて番号32番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭になってきたため、実家の近くの申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は道路と畑、東側は畑、北側は道路と畑、西側は住宅と墓地になっております。住宅用の排水路も確保されていることから、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
つづいて番号33番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭になってきたため、実家の近くの申請地

を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南、東、北側は道路と畑、西側は畑で番号32番の申請地になっております。住宅用の排水路も確保されていることから、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
番号28番から33番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号28番から33番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 他にご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号28番から33番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号28番から33番を許可することに決定します。

議長 つづいて番号34番から43番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 番号34番から38番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。

はじめに番号34番について報告いたします。譲受人は保育園を営んでおり、現在の施設は土地・建物共に貸借している状況であり、閑静で立地条件が良い申請地を取得し、こども園を建築するものです。周囲は北と南は住宅、東は道路、西側は水路になっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号35番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供も生まれ手狭になったため、申請地を祖母から借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は北、東、南が農地、西が道路を挟んで農地になっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号36番と37番については関連していますので、一括して報告いたします。譲受人は実家に住んでおり、結婚・転勤を機に、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周囲は、北は住宅、

西は道路、東と南は畑になっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。つづいて番号38番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周囲は、南は道路、北、東、西は農地となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号34番から番号38に番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

19番委員

つづいて番号39番から41番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。

はじめに番号39番について報告いたします。譲受人は運送業を営んでおり、主に太田市内企業との取引を行っているため、本社の移転に伴い、隣接する申請地を取得し、駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、北側は道路、東側は宅地、西と南側は農地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号40番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、手狭になったため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北と東側は宅地、西側は農地、南側は譲渡人の農地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号41番について報告いたします。譲受人は、結婚にあたり資金の目途もついたため、申請地を祖父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は宅地と農地、東と西側は農地、南側は道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号39番から番号41番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

20番委員

つづいて番号42番と43番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。

はじめに番号42番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供も生まれ手狭になったため、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は道路、南側は住宅、西と北側は農地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号43番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は道路、南、西、北側は農地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号42番と43番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号34番から43番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号34番から43番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号34番から43番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて番号44番から47番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 番号44番と45番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。

はじめに番号44番について報告いたします。譲受人は妻の実家に住んでおり、子供も成長し手狭になったため、申請地を義理の父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は、東は道路、北、西、南は農地となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号45番について報告いたします。譲受人は大原町に本店を置き運送業を営んでおり、請け負った品物を保管する倉庫が不足しているため、申請地を取得し、倉庫として使用するものです。周囲は西は道路、北と東は農地、南は譲受人の所有する倉庫となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

5番委員 つづいて番号46番と47番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。

はじめに番号46番について報告いたします。譲受人は障害者福祉事業を営んでおり、障がいを抱えた児童を預けられる施設の必要性が高まっていることから、申請地を取得し、児童福祉施設を建築するものです。周囲は東と西が住宅、南は農地、北は道路となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号47番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供も成長し手狭になったため、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は、東と南は道路、西は畑、北は住宅となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号44番から47番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号44番から47番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

委員 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号44番から47番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号44番から47番を許可とすることに決定します。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更が無い場合許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 以上で、審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、7月分の許可書の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

つづいて、報告第2号から第5号まで一括して事務局より報告を求め

ます。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について5件提出されております。

内訳につきましては、田2筆 287.00 m²、畑3筆 663.55 m² 計5筆 950.55 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について28件提出されております。内訳につきましては、22ページをご覧ください。田23筆 9,915.72 m²、畑26筆 10,001.01 m²、計49筆 19,916.73 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は4件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

つづきまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は8件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。

議長

ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

その他にご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

質問等無いようなので、以上で第13回定例総会を終了し散会とします。長時間に渡りご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉会 平成30年8月9日(木) 午後3時30分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 5番

署名委員 6番